

民 有 林 治 山 事 業 の 概 要

【林政課】

1 . 目 的

治山事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から生命・財産を保全し、また、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図ることにより、安全で安心できる豊かな暮らしの実現を目的としています。

2 . 治山事業の定義

(1) 保安林の指定目的を達成するために行う保安施設事業

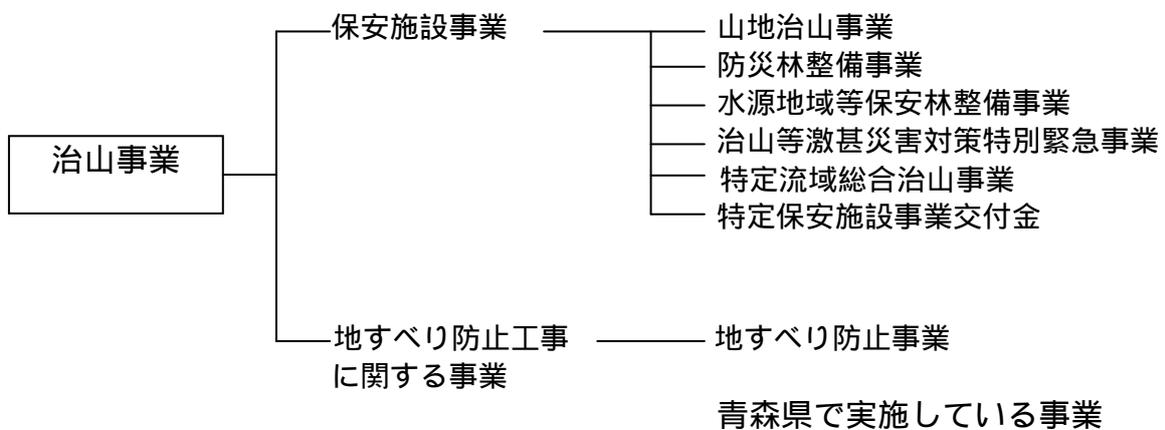
保安林の目的は全部で 11 種類あり、そのうちの 7 種類について指定目的が達成されるよう「保安施設地区」とし、治山事業を実施しています。事業を実施する場合は、1～7のいずれかの保安林に指定されていることが条件となります。

保安林の指定目的

- 1 水源かん養
- 2 土砂の流出の防備
- 3 土砂の崩壊の防備
- 4 飛砂の防備
- 5 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備
- 6 なだれ又は落石の危険の防止
- 7 火災の防備

(2) 保安林等が存する地すべり地域等で行う地すべり防止事業

3 . 治山事業の体系



4. 青森県の治山事業実施状況

(1) 近年の実施状況

年度	H16	H17	H18	H19	H20
事業費(百万円)	3,782	3,409	2,562	2,756	2,436
箇所数(箇所)	173	155	124	124	107

(2) 山地災害危険地区整備状況

山地災害危険地区・・・山腹の崩壊や土砂の流出、地すべり発生の危険性が高い地区を山地災害危険地区としています。

危険地区数・・・2,341箇所

整備状況・・・着手済1,058箇所(着手率45.2%)

県内の山地災害危険地区の着手率は未だ低く、緊急性の高い地区から優先度を配慮して実施し、「災害に強い森林づくり」を進めることとしています。

5. 地すべり防止事業について

(1) 事業内容

地すべり防止事業は、地すべりを誘発する地下水の排除等の対策工事を実施するもので、工法は主に地すべり抑制工と地すべり抑止工の2つに分けられます。

地すべり事業では、地下水位の把握や安全率の算定等、詳細で専門的な調査・解析が必要であるため、機構調査を行いながら対策工を実施しており、そのため事業期間が長期に及ぶことが多くなっています。

(2) 事業実施状況

林政課所管の地すべり危険箇所33箇所のうち、着手12箇所で着手率は36.4%となっています。

近年多発する局所的な集中豪雨や地震災による大規模地すべり災害を考慮し、保全対象を被害から未然に防止するため、対策を実施し安全率の確保に努めています。